様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8 年 6 月 29 日

(宛先) 松本市長

提出者
住　所　松本市宮渕本村８－１
氏　名　松本市上下水道局 下水道課
浄化センター所長 [redacted]
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　0263-32-5169

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和７年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	宮渕浄化センター
事業場の所在地	松本市宮渕本村８－１
事業の種類	公共下水道事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和７年４月１日　から　令和８年３月３１日　まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	83,000.00 t	全処理委託量	6,900 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	6,900 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	76,100.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(日本産業規格　A列４番)

計画の実施状況　　（産業廃棄物の種類：　　汚泥　　）

不要物等発生量

有償物量

排出量
① 74,423.00 t

自ら直接再生利用した量
② t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③ t

自ら中間処理した量
④ 74,423.00 t

④のうち熱回収を行った量
⑤ t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ 6,283.09 t

自ら中間処理により減量した量
⑦ 68,139.91 t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨ t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 6,283.09 t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪ t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 6,283.09 t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭ t

項目	実績値（自動）
①排出量	74,423.00 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	68,139.91 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	6,283.09 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	6,283.09 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第２面）

別紙２

【令和７】年度産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）　　（単位：ｔ）

産業廃棄物の種類		排出量（※）	自社内処理										委託処理				
			自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	②＋⑧自ら再生利用を行った量	③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）			
														優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
		①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した量		自社内で中間処理する前の量		④の量から⑥の量を差し引いた量	中間処理した後の残さ物量	自社内で再生利用する量、又は他人に売却した量				自社内で処理を行わず直接委託した量と⑥のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
法律	1　燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00
法律	2　汚泥	74,423.00	0.00	0.00	74,423.00	0.00	68,139.91	6,283.09	0.00	0.00	0.00	0.00	6,283.09	0.00	6,283.09	0.00	0.00
法律	3　廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法律	4　廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法律	5　廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法律	6　廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	1　紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	2　木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	3　繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	4　動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	5　ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	6　金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	7　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	8　鉱さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	9　がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	10　家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	11　家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	12　動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	13　ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	14　処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合　計		74,423.00	0.00	0.00	74,423.00	0.00	68,139.91	6,283.09	0.00	0.00	0.00	0.00	6,283.09	0.00	6,283.09	0.00	0.00

※　**排出量①=②+③+（④−⑥）+⑧+⑨+⑩**

【記入上の注意】

・産業廃棄物の種類ごとの「計画の実施状況（第２面）」シートへ数値を入力すると、この別紙２の表に自動で反映されますので、確認してください。

・記入にあたっては、本様式の（第３面）備考の４を参照してください。